



【会派 NEWS】 2019(令和元)年 9 月 26 日号(改) 週刊 Vol.31
ご意見ご要望はお気軽に 〒184-0012 小金井市中町3-26-15-301
TEL 090-3345-6929 FAX 042-381-5074 watanabedaizou@gmail.com

西岡市長は国のマニュアルを無視、一気に「満額」を提案

3会派で修正案を共同提出

会計年度任用職員制度 市民に迷惑かけない努力必要

問14-8 会計年度任用職員に対する期末手当の支給割合について、段階的に常勤職員と同様の支給割合とすることとしてよいか。

- 会計年度任用職員に対する期末手当の具体的な制度設計については、常勤職員の取扱いとの権衡等を踏まえて定めることが適当であるが、制度の導入に当たっては、支給割合を2年程度の期間をかけて段階的に引き上げる取扱いとすることが考えられる。

総務省作成「会計年度任用職員制度の導入等に向けた事務処理マニュアル(第2版)」

来年4月から、国の制度設計に基づき、全国の市区町村で「会計年度任用職員」制度が導入されます。従来の「非常勤嘱託職員(パート職員)」「臨時職員(アルバイト職員)」などは、この会計年度任用職員制度に一元化されることとなります。

新制度で注目されたのは、従来はボーナス(期末手当)が支給されてこなかった非常勤嘱託職員等に、ボーナスを支給することもできる、との「できる規定」が盛り込まれたことです。

私は、正規職員とパート職員の待遇格差を緩和する観点で、国がボーナス支給を可能とする制度改革をおこなったことは前向きに評価しています。

一方、これまで支給してこなかったボーナスを支給するとなれば、その分、どこかで財源を捻出する必要があります。これは財政難の自治体にとっては、簡単なことではありません(小金井市で言いますと、そのための財源に、第二庁舎(賃借庁舎)の年間賃借料約

2億円に匹敵する財源が毎年必要になるのですから、影響の大きさがお分かりいただけると思います。

そこで国(総務省)は、上掲の写真の通り、「会計年度任用職員制度の導入等に向けた事務処理マニュアル(第2版)」を都道府県、市区町村に示しました。

会計年度任用職員の年間ボーナス支給率は、正規職員(常勤職員)と同様の支給割合とすると、「年2.6か月分」となりますが、国は、来年度から一気に満額を支給するのではなく「2年程度の期間をかけて段階的に引き上げる取扱いとすることが考えられる」としたのです。

なんの工夫もできない市長

ところが西岡市長は、この国の「事務処理マニュアル」を無視。職員団体との労使交渉で、いきなり「来年度から満額(2.6か月)」と提案。職員団体も、わず

か 2 週間で「スピード合意」しました。

本来であれば、国の「事務処理マニュアル」に沿って、急激な財政負担(市民負担)を回避するためにも、「段階的な引き上げ」を職員団体に提示し、理解を求めるべきであったと思います。

最新の決算を見ると、小金井市の市民一人当たりの教育費は多摩 26 市で最低の額で、民生費(福祉)も多摩 26 市で下から 3 番目となっています。市民サービスに十分な財政措置ができていない中、なんの工夫もしないで「満額」へと突き進んだ西岡市長は、労組政党出身の市長として、市民生活よりも職員団体との友好協力関係を優先しているとしかしいようがありません。こんな体質は根本から変えなければならぬと痛感します。

26 市中 8 市、なんらかの努力

多摩 26 市の動向を見ても、制度を確定した 24 市のうち、3 分の 1 にあたる 8 市が「段階的な引き上げ」を選択しています。市民サービスへの投資が多摩 26 市で最低レベルの小金井市は、当然それら 8 市と同等かそれ以上の努力をすべきだったはずですが。

そこで、情報公開こがねい、自民党信頼、公明党の 3 会派は、「一気に満額」ではなく「段階的な引き上げ」にすべく、修正案を共同提案しました。

修正案の具体的内容は、

会計年度任用職員のボーナス支給率を、令和 2 年度は 1.44 か月分、令和 3 年度は 2.02 か月分、令和 4 年度は 2.6 か月分にする

というものです。

2 年かけて満額に到達させる内容であり、国の「事務処理マニュアル」に適合した内容です。この修正案が可決された場合、令和 2 年度と 3 年度の合計で約 1 億 680 万円の節約ができると試算され、市民サービスに活かすことができます。

委員会は修正案を可決

9 月 24 日の市議会総務企画委員会では、私たちの修正案が、賛成 4 反対 3 で可決されました。

賛成は、情報公開こがねい(渡辺大三)自民党信頼(湯沢・河野)公明党(宮下)。反対は、共産党(たゆ)みらい(鈴木)カエル(片山)。という採決態度でした。

本会議は修正案を否決

しかし、9 月 26 日の本会議では、残念ながら、私たちの修正案が、賛成 9、反対 14 で否決され、「一気に満額」の市長原案が可決されました。「市民そちのけ」の結果というほかありません。



市議会総務企画委員会(令和元年 9 月 24 日開催)で、修正案の提案理由を読み上げる渡辺大三(情報公開こがねい)。右=湯沢市議(自民党信頼)。中=宮下市議(公明党)

修正案に賛成は、情報公開こがねい(渡辺大三)自民党信頼(遠藤・湯沢・吹春・河野)公明党(宮下・紀・渡辺ふき子・小林)。修正案に反対は、共産党(森戸・板倉・水上・たゆ)みらい(鈴木・村山・岸田・沖浦)こがおも(白井)市民会議(斉藤)改革連合(篠原)ネット(田頭)カエル(片山)緑つながる(坂井)。

4 か月近く、全庁調査怠る 市教委の不正経理事件

教育委員会(学務課)の若手男性職員が、学校施設の公共料金の支払いを長期間忘れていて、その発覚を防ぐために自費で弁済し、領収証等を廃棄処分して証拠隠滅していた問題について、9 月 24 日の市議会全員協議会で、経緯の報告がありました。当該職員はすでに普通退職しています。

本件に関しては、6 月初めに行政内部で事件が発覚し、学務課の会計にダブルチェック体制が欠落していたことにも原因があることが判明しています。しかし、全員協議会での私の追及で、4 か月近く経つ現在でも、市役所の他課のチェック体制に同様の問題がないか、なんら調査が行われていないことが判明しました。

本来であれば、市長が直ちに「全庁的なチェック」を命じるべきです。一体、何をやっているのでしょうか？

また、全員協議会で、当該職員の行為が、刑法の「窃盗罪」「業務妨害罪」「公務執行妨害罪」などの構成要件に該当するかどうか質問した所、市教委はその可能性に言及。しかし、市長側から「メモ」が回った瞬間、その答弁を撤回しました。なんと書いてあったのでしょうか？。この「メモ」に関しては、情報公開請求をしておきました。